

(平成24年9月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成15年5月から16年2月までは17万円、同年3月から同年6月までは19万円、18年9月から20年8月までは20万円、21年4月から同年8月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を8万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年5月1日から16年7月1日まで
② 平成18年9月1日から21年9月1日まで
③ 平成19年8月10日

私は、A社に勤務しているが、申立期間①及び②に係る標準報酬月額が実際の給与支給額に見合う標準報酬月額よりも低い額で記録されている上、平成19年8月に支給された賞与の記録も無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれ

か低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成15年5月1日から16年7月1日までの期間、18年9月1日から20年9月1日までの期間及び21年4月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与支払明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額から、15年5月から16年2月までは17万円、同年3月から同年6月までは19万円、18年9月から20年8月までは20万円、21年4月から同年8月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の賃金台帳等を保管していないため不明としているが、給与支払明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないこと、平成18年及び19年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載されている申立人の報酬月額がいずれもオンライン記録の標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主は、給与支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成20年9月1日から21年4月1日までの期間については、給料支払明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間③について、申立人が所持する平成19年夏期賞与支払明細書により、申立人は、当該期間において事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額8万8,000円に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立期間③に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の賃金台帳等の資料を保管していないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年3月1日から57年11月14日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、55年3月から同年9月までは24万円、同年10月から56年1月までは20万円、同年2月から同年9月までは28万円、同年10月は26万円、同年11月から57年5月までは28万円、同年6月から同年10月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年2月12日から57年11月14日まで

私は、昭和55年2月から57年11月までA社に勤務していたが、オンライン記録の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額よりも低い額で記録されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和55年3月1日から57年11月14日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書によ

り確認又は推認できる報酬月額又は保険料の控除額から、55年3月から同年9月までは24万円、同年10月から56年1月までは20万円、同年2月から同年9月までは28万円、同年10月は26万円、同年11月から57年5月までは28万円、同年6月から同年10月までは30万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、申立人が所持している給与明細書において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和55年2月12日から同年3月1日までの期間については、申立人が所持している給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から 58 年 3 月まで

私は、申立期間当時は両親が経営する会社で働いていたが、厚生年金保険が適用されていなかったため、母親が、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれた。

一緒に働いていた両親は、国民年金に加入し、保険料も納付しており、二人とも年金を受給していたことから、私の申立期間に係る保険料が未納であるとは考えられないので、国民年金の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿により、申立期間後の昭和 58 年 5 月 26 日に A 市で払い出され、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、申立人が 20 歳に到達した 50 年*月*日まで遡ったことが確認でき、当該手帳記号番号払出時点では、申立期間のうち同年 1 月から 56 年 3 月までの保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人の兄及び弟の手帳記号番号は、前述の受付処理簿により、申立人と連番で払い出され、それぞれが 20 歳に到達した日まで遡って被保険者資格を取得していることが確認できることから、兄及び弟の国民年金の加入手続きは申立人と同時に行われたと推認されることから、A 市が保管している昭和 58 年度国民年金印紙検認状況表により、兄及び弟は、申立人と同様に昭和 58 年 4 月から保険料を納付しており、同年 3 月以前の保険料は未納となっていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付するには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、戸籍の附票によると、昭和 47 年 11 月から 59 年 4 月まで A 市から住所を変更しておらず、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで検索を行っても、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は 99 か月と長期間であり、毎回連続して同一の行政機関が納付記録を欠落させるとは考え難い上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に死亡しているため、申立期間に係る保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、申立人の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月 30 日から 59 年 9 月 30 日まで

私は、A社を退職後、B社へ昭和 53 年 9 月 30 日に入社し、59 年 9 月 30 日まで営業部長として勤務したが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の加入記録を見ると、申立期間より前の昭和 51 年 7 月 8 日から同年 12 月 30 日まで申立事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 13 人のうち、連絡先が判明した 11 人に照会し、6 人から回答があったところ、申立人が名前を挙げており、申立期間後の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「私は、申立人とA社で一緒に勤務したことはあるが、申立事業所では一緒に勤務したことはない。私の年金記録に誤りはない。」と回答し、昭和 53 年 8 月 1 日から 55 年 3 月 6 日まで被保険者記録が確認できる別の同僚は、「申立人が申立事業所に在籍していた記憶はあるが、申立期間には既に退職していたと思う。」と回答している上、他の同僚からも、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことをうかがわせる回答は得られない。

さらに、事業主は、「申立人が勤務した時期は覚えていないが、勤務した期間は半年程度か、長くても 1 年程度だったと思う。申立人は、営業職であり、いわゆる契約社員のようなものだったので、他の社員と違い厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

加えて、申立人は、申立事業所が交付したとする昭和 59 年 8 月分給与明細書を所持しているところ、当該給与明細書には、従業員名、総支給額など 5

か所の訂正があり、事業所名は従業員名と異なった角度の筆跡で書き加えられているほか、申立人は、「給与明細書自体がコピーでの交付であった。」としているなど、申立事業所の給与明細書かどうかの確証が得られない。

また、申立人は、上記給与明細書以外の給与明細書等を所持しておらず、申立事業所も賃金台帳等を保管していないことから、申立期間に係る保険料の控除を確認できない上、前述の被保険者原票を見ても、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月1日から37年1月1日まで

私は、昭和23年5月頃からA社（申立期間当時は、B事業所）に勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は37年1月1日となっている。

A社に事務員として一緒に勤務していた私の妻は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和29年9月1日に被保険者資格を取得しているのので、私も申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している32人（申立人及び申立人の妻を除く。）のうち連絡先が判明した11人に照会し、7人から回答が得られたところ、複数の同僚の回答から判断すると、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時の事業主（申立人の兄）は既に死亡しており、申立事業所は、「申立人の申立期間に係る届出及び厚生年金保険料の控除については、これらを確認できる資料が無いため不明である。」と回答している上、同僚調査に回答のあった7人からも申立人の申立期間に係る保険料の控除に関する供述は得られない。

また、複数の同僚が、自身の記憶している入社時期と厚生年金保険の資格取得時期は一致していないと回答している上、前述の被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人の資格取得日は昭和

37年1月1日となっており、オンライン記録と一致している。

さらに、申立期間のうち、昭和36年4月1日から37年1月1日までの期間について、申立人、申立人の兄及びその妻に係る国民年金手帳記号番号は、C市が保管している国民年金被保険者名簿を見ると、国民年金制度発足準備期間中に3人連番で払い出され、当該3人は、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得するまで、国民年金に加入していることが確認できる。

加えて、前述の被保険者原票を見ると、申立人の健康保険の整理番号より前の整理番号で、厚生年金保険の資格取得日が昭和37年2月17日及び同年7月3日になっている被保険者が確認できる上、資格取得日が同年1月1日となっている申立人を含む10人の資格取得に係る処理日が同年10月15日となっていることから、申立人を含む10人の資格取得手続は同日頃行われ、取得日は同年1月1日まで遡ったことがうかがえるところ、前述の国民年金被保険者名簿において、申立人の同年1月から同年12月までの国民年金保険料は一旦納付された後に還付されていることが確認できることから、申立人は、申立事業所に係る厚生年金保険の加入手続が行われるまで国民年金保険料を納付していたことがうかがえる。

また、申立事業所は、昭和29年9月に個人事業所として厚生年金保険の適用事業所となり、38年5月に法人事業所となっているが、制度上、同保険の被保険者は適用事業所に使用される者に限られており、個人事業所の事業主は被保険者となることができないとされているところ、申立人の主張及び同僚の回答などから、申立人は、事業主と同様の立場にあったことがうかがえる上、前述の被保険者原票によると、法人事業所となった時点の役員5人のうち、申立人及びその妻を除く3人（申立人の父親、申立人の兄及びその妻）の資格取得日は38年5月となっており、申立人の妻の姓は、婚姻後であるにもかかわらず旧姓となっている。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。